

横浜市立戸部小学校いじめ防止基本方針

平成29年5月12日 策定
平成29年6月21日 改訂
平成30年2月27日 改訂
令和5年3月1日 改定
令和6年3月1日 改訂
令和8年3月5日 改訂

I いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめを防止するための基本的な方策と方針の目的

本校では、学校教育目標「それぞれが飛べ みんなで翔べ 夢いっぱい戸部」のもと、全ての職員が「いじめは、どの学校にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない安全・安心な学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定しました。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげます。

- ① いじめを見過ごさず、雰囲気づくりをし、未然防止を目指します。
- ② 児童一人ひとりの自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じます。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各関係機関や専門家と協力して、解決にあたります。
- ⑤ 学校と家庭と地域が協力して、指導にあたります。

II 組織の設置および組織的な取組

1 組織構成

(1) いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置をします。

〈構成員〉 校長、副校長、教務主任、児童支援専任、特別支援コーディネーター、
養護教諭、心理や福祉等の専門家

*必要に応じて、担任、学年主任、各学年の特別支援教育部会担当の参加を求めます。

2 組織の役割

いじめの未然防止、早期発見・早期対応、適切な対処・措置のいじめ事案等について、担任や一部の教職員で抱え込むことなく組織的に対応するための中核を担います。年間計画の作成、日常的な実態把握、研修の立案、P D C Aサイクルでの取組の検証などを行います。また、いじめ事案発生や重大事態の発生時には、緊急対応として、情報の収集（調査）や記録、対応に関する役割分担の指示、外部機関等との連携窓口を担います。

3 年間計画 原則月1回を定例会とし、いじめの疑いがある時は緊急開催とします。

月	内 容
4月	年間計画作成 いじめ防止対策委員会 申し送り事項確認 教育相談（個別支援学級） 地域訪問
5月	いじめ防止対策委員会 人権朝会 職員人権研修 いのちの安全教育 安心して生活するためのアンケート（記名式）・教育相談
6月	いじめ防止対策委員会 学校生活アンケート Y-P アセスメント（1回目） 人権目標の取り組み
7月	いじめ防止対策委員会 教育相談（一般学級） SNSトラブル防止教室 児童理解研修（いじめ防止） 職員人権研修 Y-P 支援検討会
8月	いじめ防止対策委員会 横浜子ども会議 自殺予防職員研修
9月	いじめ防止対策委員会 代表委員会（横浜子ども会議について） SOS プログラム
10月	いじめ防止対策委員会
11月	いじめ防止対策委員会 学校生活アンケート 人権週間取組 人権目標の取り組み
12月	いじめ防止啓発月間 いじめ防止対策委員会 人権朝会 安心して生活するためのアンケート 教育相談（一般学級・希望制） 人権目標の取り組み
1月	いじめ防止対策委員会
2月	いじめ防止対策委員会 Y-P アセスメント（2回目） 教育相談（個別支援学級）
3月	いじめ防止対策委員会 振り返り

Ⅲ いじめ未然防止及び早期発見のための取組

1 いじめ未然防止への取組

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやり・支え合う雰囲気となるよう学校全体で取り組みます。また、教職員一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己肯定感を味わい自尊感情を育むことができるようにします。

特別の教科道徳には、命の大切さについての指導を行います。また、「いじめは絶対に許

さないことである。」という認識を児童がもつようにします。そのために、いじめを自分たちの問題として考え、主体的に取り組む機会をつくるなど教育活動全体を通して指導します。そして、自分の生き方や考え方をもてる児童を育成し、子どもたちが自分たちの力で成長していこうとする「子どもが主人公の学校づくり」のもと、以下の教育活動を推進します。

① 授業改善を通して「夢をもち、夢を実現する子ども」を育成します。

総合的な学習の時間・生活科・生活単元学習を中心に研究し授業改善に取り組み次のような子どもを育てます。地域や人とかかわることのよさを実感しながら、よりよい解決に向けて本気になって取り組むことを通して「夢をもち、夢を実現する子ども」を育成し、問題解決力、心の通じ合うコミュニケーション能力、規律正しい態度等を身に付け、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、解決しようとする力を育てます。

② 「安心・安全で居心地のいい場所」づくりに努めます。

- ・生活目標（人権に関すること）の設定と取組、人権週間、人権出前講座などを通して、身の回りに起こる偏見や差別をなくし「だれもが安心して豊かに」過ごせる学校づくりに取り組みます。
- ・人間関係のもととなる「あいさつ、返事、正しい言葉遣い」などが身に付けられるよう、家庭や地域等と協力して取り組みます。
- ・とべフレチーム（たてわり活動）を積極的に取り入れ、他学年とのふれあいを通して「思いやり、認め合い、支え合い」の心を育てます。[1年生を迎える会・集会・全校遠足・とべとべスポーツフェスティバル]
- ・実行委員会、委員会が中心となる、とべとべコンサート・とべとべファンタジー・とべ会議（委員会活動）・代表委員会など全校で取り組む自主的活動を年間を通して計画的に行い、安心できる居心地のいい場所づくりに努めます。

③ 児童一人ひとりの自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。

- ・6年生があこがれの存在となるよう、よりよい学校生活を目指して、6年生がリーダーとなり、お互いを認め合い協力する活動を推進します。「実行委員会、とべフレチーム、委員会、代表委員会等」
- ・安全、安心づくりに協力いただいている地域の方や総合的な学習の時間などで教えて頂いているまちの先生などへの敬愛の気持ちを育てるとともに、温かく見守られていることを実感し自己肯定感を育てます。

2 いじめの早期発見

① 「いじめはどこの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行います。そのために、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けます。

② いじめを見逃さないための体制を強化します。（特別支援教育部会、学年研、職員会議等）様子に変化がある場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせ

るとともに、問題の有無を確かめます。解決すべき問題がある場合には、担任、児童支援専任、養護教諭、特別支援教育担当、特別支援コーディネーターを中心に当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図ります。

- ③ 「安心して生活するためのアンケート」を年2回、うち、5月に行う際は、記名式で行い、児童の生活面や心の面も含め実態をとらえ、いじめの早期発見に努めます。

実施時期：5月、12月

- ④ 「学校生活に関するアンケート」を年2回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指します。実施時期：6月、2月

- ⑤ 教育相談（二者面談）

4月（個別支援学級）、7月（一般級）、12月（一般級希望制）、
2月（個別支援学級）

3 いじめに対する措置

- ① いじめの疑いがあった段階で、すみやかに事実の有無の確認を行います。
- ② いじめの事実が確認された場合には、学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、当該児童・保護者に対する支援と、関係児童への指導・支援とその保護者への連絡を継続的に行います。
- ③ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要な措置を講じます。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事実に係わる情報を当該・関係保護者と共有するための必要な措置を講じます。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべき「いじめ」については、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

4 いじめの解消

いじめ解消の要件として少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

5 研修等の実施

教職員に対し、いじめの防止等に関する研修や児童理解研修等を定期的の実施します。

4月 児童理解研修 5月 職員人権研修 7月 いじめ防止研修 職員人権研修
8月 自殺予防職員研修

6 地区懇談会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「地区懇談会」等や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課

題を共有し、地域ぐるみで解決していきます。

VI 重大事態への対処

- ・（定義）いじめ防止対策推進法 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第 1 号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第 2 号）
- ・（報告）重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。
- ・（調査・報告）「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに再発防止も視点においた「調査」を実施します。調査結果を教育委員会 に報告します。
- ・（児童生徒・保護者への報告）いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告します。

V いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年 1 回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行います。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じます。

参考資料

- （1）「横浜市いじめ防止基本方針」（平成 29 年 10 月改訂）（令和 7 年 5 月改訂）
- （2）「いじめの防止のための基本的な方針」（文部科学省 平成 29 年 3 月 14 日改訂）